



2025年10月14日

各 位

株式会社クシム  
代表取締役 田原 弘貴  
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)  
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴  
電話03-6427-7380 (代表)

## 株式会社Zaif株式譲渡の禁止に係る仮処分決定のお知らせ

当社は、株式会社ネクスデジタルグループ（旧社名：株式会社ZEDホールディングス）に対する債権を有しております。

株式会社ネクスグループの2025年7月15日付開示「連結子会社の異動（孫会社等の子会社化）及び借入に関するお知らせ」によれば、株式会社ネクスデジタルグループが、株式会社Zaifの全株式を株式会社ネクスグループに譲渡したとのことです。

そこで、当社は、2025年9月4日、詐害行為取消請求権を行使するに先立って大阪地方裁判所岸和田支部に株式会社Zaifの株式譲渡禁止の仮処分（以下「本仮処分決定」）を申し立てました。大阪地方裁判所岸和田支部が2025年9月25日に仮処分を決定して、本日、この仮処分決定が関係者に送達されたことを確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。ただし、相手方の審尋を伴う手続きではないため今後保全異議申立て等がされる可能性があることについてご留意ください。

### 記

#### 1 仮処分命令の申立ての概要

(1) 当事者

債権者 株式会社クシム  
債務者 株式会社ネクスグループ  
第三債務者 株式会社Zaif

(2) 申立日：2025年9月4日

(3) 決定日：2025年9月25日

(4) 決定内容

債務者は、別紙株式目録記載の株式について、譲渡、並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

債務者は、別紙株式目録記録の株式につき、他人への名義書換えを請求してはならない。

第三債務者は、債務者の請求により上記株式につき名義書換手続きをしてはならない。

## 2 今後の方針

当社は、上記のとおり今後流出した財産に関する損害賠償請求権とともに詐害行為取消請求をするべく訴訟提起する予定であり、訴訟提起をした際に改めて適時開示します。

また、当社は、上記と並行して、2025年2月3日に発生した前経営陣による代物弁済による子会社群の流出は、無効であると認識していますので、適切な法的手続を検討の上で速やかに実施し、開示すべき事項があれば適時開示いたします。

以 上